

## 目 次

<a href="#">第 88 回例会・勉強会の報告</a>	P. 1
別紙 1 <a href="#">事務局報告</a>	P. 2
別紙 2 <a href="#">政治の現況について</a>	P. 3
別紙 3 緊急警告 055 号	P. 6
<a href="#">「旧優生保護法」による人権侵害被害者への国家賠償を実施せよ</a>	
別紙 4 <a href="#">読者のひろば</a>	P. 8

---

## [第 88 回例会・勉強会の報告](#)

8 月 22 日、都内・三田いきいきプラザにて第 88 回例会・勉強会を開催した（参加者 4 名；会員 75 名）。

例会では、鹿島委員が座長となり、事務局報告を福田共同代表が行い（[別紙 1](#)）、続いて政治の現況を草野委員が報告し（[別紙 2](#)）、柳澤委員が緊急警告 055 号『旧優生保護法』による人権侵害被害者への国家賠償を実施せよ（[別紙 3](#)）について要旨を説明した。勉強会は特にテーマを決めず、政治の現況報告と緊急警告 055 号の内容、及び「オリパラ開催とメディアの役割」について議論した。

事務局報告では福田代表から、①来信の紹介、②国鉄詩人連盟が三鷹事件再審署名に協力することになったこと、③後藤富士子弁護士著の冊子 11 号『日本国憲法の司法』の反響がさらに持続拡大していること、④今年 8 月 5~6 日に実施された「第 10 回 2021 年ハプチョン非核・平和大会」で、Zoom 配信された松村高夫氏（慶大名誉教授）の東京講演の内容、などが報告された。この中で、④の講演にある「1939~1945 年で朝鮮人強制連行数は計 724,787 名」とする松村高夫教授の分析に対して、「自主的に日本本土に入ってきた人もいたのではないか」「強制連行は拉致同然であり記録に間違いはない」「強制連行を告発する側が事実の正確性をおろそかにすれば歴史修正主義者に隙を与えることになる」など、日本の植民地支配の評価も含めて意見が交わされた。

政治の現況報告では草野委員から、「広島・長崎の式典で菅首相は、昨年の安倍前首相に続いて核兵器禁止条約に触れなかった」「全国戦没者追悼式典では『加害責任』にも触れなかった」という点が指摘され、敗戦 76 年となる 8 月 15 日の各紙社説において、琉球新報の「戦争を防ぐ国への政策転換を」訴える内容が評価され紹介された（[別紙 2](#)）。議論では、①ユネスコ世界遺産「軍艦島」における朝鮮半島出身労働者に関する日本政府の問題点、②新型コロナウイルスに対する菅首相の「自宅療養」発言が焦点となった。

①の議論では、事務局報告の④の議論を引き継ぐ形となり、政府が「自らの自由意思」「民間企業による募集」「行政による斡旋」「国民徴用令による動員」とした上で「韓国側が問題とする強制労働については国際法違反ではなかった」と説明していることに対して、「民間募集、行政斡旋でも強制連行に近いものであった」「国際法に反する労働とはいえないということが日本政府の抜け道になっている」「当時奴隷として扱われていたどうかは事実を正確にみるべきだ」などの意見が出された。

②の議論では、「菅首相の『自宅療養』方針は感染者を『自宅放置』するものだ」「菅政権の無能無策の最たる発言」「なぜ英国や中国のように野戦病院のような具体策が出せないのか」「医療従事者の不足が言われるがオリパラでは医療従事者が多数動員されている」「パラリンピックへ子どもたちを動員するとは正気の沙汰ではない」「オリパラ開催を含め政府には楽観論が背景にあり、関係機関の利害がからんでいる」などの意見が出され、「緊急事態宣言や強権発動のロックダウンが、やがて緊急事態条項を求める改憲へと国民がコントロールされないよう警戒していなければならない」という点が全体で確認された。

続いて、緊急警告 055 号について、柳澤委員から「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対す

る一時金による救済と国賠訴訟は次元の異なるものであることを認識すべきであり、憲法 17 条を適用して政府は被害者に対する人権侵害を償うべきである」との要旨説明を受けた。議論では、「不法行為から 20 年が経過すれば請求権が消滅するという民法の除斥期間の経過を理由に、神戸地裁が憲法 17 条の権利を却下したことの是非」「当時産婦人科医師であった社会党議員が法案作成に積極的に関わったのはなぜか」「かつて『優生思想』が問題にならなかったのは、子どもへの遺伝を心配する風潮が全体的にあった」「ナチズムに通じる優生思想は現代にも生きている」などが出された。

最後に、オリパラ開催とメディアの役割について意見交換した。「オリパラ開催は菅政権の目論んだ支持率拡大につながらなかった。国民は賢い判断をしている」「開催反対のメディアが、オリンピックが始まればお祭り騒ぎ。戦争が始まれば戦勝祝いという戦前のメディアと全く同じことが展開された」「日増しに感染拡大し死者も増える中、メディアはニュース程度に抑えて報道できなかつたのか」「戦争で国民が煽られ流されていく。戦前の反省が生きていない。メディアの責任は重大だ」などの意見が出された。

なお、9月の勉強会は直近の政治課題をテーマに開催する予定である。

また、第 91 回運営委員会は新型コロナ変異株の感染拡大に対する警戒から中止とした。

---

## <別紙 1> [事務局報告](#)

※ 郵送費節約のため、メール受信が可能な方はアドレスをご一報下さい。

福田玲三（事務局）

### 1) 来信

本紙読者の小沢秋子氏（仮名・都内）より次の来信があった。

「労働者文学」89 号に掲載された「竹内景助氏と『憂囚録』——四ヶ月の獄中日記とその前後——」を心して読みました。まだ、三鷹事件も知らない多くの人があるなか、とても大切な作品です。周りに広めます。

先日、三鷹事件 50 年の碑（旧三鷹電車区の公園）の前で祈りました。まだ解決されていないのはなんとも悔しいです。（8 月 1 日）

### 2) 国鉄詩人連盟が三鷹事件の再審要請署名に協力

国鉄詩人連盟は 8 月末配布予定の『国鉄詩人』285 号に三鷹事件の再審要請署名用紙を同封し、協力を呼びかけることとなった。

### 3) 当会冊子シリーズ 11 号の反響

シリーズ 11 号『日本国憲法の司法 —「法治国家」から「法の支配」へ—』（後藤富士子著）を去る 6 月 15 日に発刊したあと、反響はさらに持続し拡大している。

### 4) 集会の報告

韓国のハプチョン（慶尚南道）は多くの韓国原爆被爆者の故郷であり、10 年前から 8 月 6 日に慰霊祭を、前日には韓半島と世界の非核・平和を願う集会が開かれている。今年 8 月 5~6 日に実施された「第 10 回 2021 年ハプチョン非核・平和大会」で、松村高夫氏（慶大名誉教授、「米国の原爆投下の責任を問う会」代表）の東京での講演が Zoom で現地に配信された。

東京での講演は 8 月 5 日午後、キリスト友会東京月会会堂（港区三田）で、「被ばく朝鮮人の歴史と現在に寄せて」と題して行われ、テーマ I 「朝鮮人強制連行史とそれをめぐる問題」、テーマ II 「米国による原爆投下とそれをめぐる問題」が詳しく論述された。

テーマ I の「朝鮮人強制連行史」についての付属資料によれば、1939~1945 年で朝鮮人強制連行数は計 724,787 名に上ることが明らかにされた。

その「強制連行」の内容は『朝鮮人強制連行』外村大著（岩波新書）に明らかだ。だからこそ、拉致問題で訪朝した小泉純一郎首相が金正日委員長と合意した「日朝平壤宣言」（2002 年 9 月 17 日）には「日本側は、過去の植民地支配によって、朝鮮の人々に多大の損害と苦痛を与えたという歴史的事実を謙虚に受け止め、痛切な反省と心からのお詫びの気持を表明した。」と拉致問題に入る前に明記されている。

るのだ。日本が加害責任を忘却することは決して許されない。

## 5) 集会の案内

### ■『週刊金曜日』（東京南部読者会）

9月24日（金）18：00～19：50 大田区消費者生活センター第3会議室（JR蒲田駅東口5分）

### ■満州事変90周年・緊急集会「戦争の歴史を隠蔽し、性懲りもなく中国敵視に走るのか」

今年9月18日は、中国・アジア諸国に対する15年戦争の発端となった「満州事変」（柳条湖事件）の90周年を迎えます。中国をはじめとするアジア諸国は2000万人を超える膨大な犠牲者を出し、また日本も軍人・民間人を合わせた死者約310万人を出しました。

しかるに、菅政権は日中関係の歴史的重みを忘れ、バイデン政権の対中国対決戦略にのめり込んでいます。菅政権の反中暴走は、国交正常化を実現した1972年の日中共同声明の精神を踏みにじる意味においても、絶対に許されることがあってはなりません。

◎2021年9月17日（金）15：00～（開場14：30） 衆議院第一議員会館 地下1階・大会議室にて  
＊必ず、事前申し込みが必要です。200名で締め切りますので、なるべく早めにメールで申し込みをお願いいたします。アドレス：murayamadanwa1995@ybb.ne.jp

◎主催者挨拶：藤田高景（村山首相談話の会・理事長） ◎来賓：森田実氏（東日本国際大学名誉教授・政治評論家）、前田哲男氏（軍事ジャーナリスト） ◎連帯の挨拶：沖松信夫氏（日中友好8・15の会＜日中元軍人の会＞代表幹事）「柳条湖事件記念日に思うこと」 ◎特別講演：浅井基文氏（元広島平和研究所所長・元外務省中国課長）「日中共同声明・日中関係のあるべき姿を考える」

## 6) 当面の日程

第88回例会・勉強会	8月22日（日）13:30～16:30	三田いきいきプラザ集会室 B
第91回運営委員会	8月29日（日）13:00～	橋橋ばるーん学習室 202号（中止）
第89回例会・勉強会	9月26日（日）13:30～16:30	新橋ばるーん学習室 205号
第91回運営委員会	10月3日（日）13:00～	港区勤労福祉会館 第2洋室
第90回例会・勉強会	10月24日（日）13:30～16:30	三田いきいきプラザ集会室 C
第92回運営委員会	10月31日（日）13:00～	三田いきいきプラザ講習室

## <別紙2> [政治の現況について](#)

### (1) 主なニュース一覧（2021/7/21～8/20）

- \*コロナパンデミック下「TOKYO2020 オリンピック」開催強行（2021/7/23）
- \*ユネスコ世界遺産委、軍艦島の展示めぐり日本に改善要求決議（2021/7/23）
- \*政府、埼玉・千葉・神奈川と大阪府に4度目の緊急事態宣言。8月2日～31日まで。東京・沖縄は4度目を31日まで延長（2021/7/30）
- \*神戸地裁、旧優生保護法改正放置に国会の「立法不作為」認定判決（2021/8/3）
- \*新型コロナ感染者急増、東京で初の5,042人過去最多。埼玉・千葉・神奈川も（2021/8/5）
- \*菅内閣、「重症リスクの高い人以外は自宅療養」病床不足で方針転換（2021/8/2）
- \*朝日世論調査で菅内閣支持率、政権発足以来最低の28%（2021/8/8）
- \*菅首相、昨年の安倍前首相に続き広島・長崎の原爆記念式典で核兵器禁止条約に触れず（2021/8/6、9）
- \*菅首相、全国戦没者追悼式挨拶で昨年の安倍前首相に続き「加害責任」に触れず（2021/8/15）
- \*岸防衛相、萩生田文科相、小泉環境相、井上万博相ら4閣僚靖国参拝。安倍前首相も。菅首相は真榊奉納（2021/8/13、15）
- \*アフガニスタン、タリバンが首都カブールの大統領府を制圧し政権掌握（2021/8/15）
- \*政府、緊急事態宣言7府県（茨城、栃木、群馬、静岡、京都、兵庫、福岡）追加。先行6都府県と合わせて計13都府県に。8月20日～9月12日まで（2021/8/17）

(2) 新聞社説、ニュース記事（議論の活発化のため、あえて意見の異なる主張も掲載）

①読売新聞 オンライン 2021年7月23日 ニュース記事【パリ＝山田真也】

### 軍艦島の「説明不十分」、ユネスコ世界遺産委が決議採択…朝鮮半島出身労働者巡り

教育・科学・文化機関（ユネスコ、本部・パリ）の世界遺産委員会は22日、オンライン形式の会議で、世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」の展示について、長崎県の端島はしま（通称・軍艦国連島）炭鉱での朝鮮半島出身労働者に関する説明が不十分だとする決議を原案通り採択した。日本政府は来年12月までに、新たな取り組みについて報告書を提出する必要がある。

日本政府は今後、具体的な対応策を検討するとみられる。明治日本の産業革命遺産は福岡など8県の23資産で構成されており、2015年に登録された。登録を巡っては、韓国が構成資産の一部で「朝鮮半島出身者に対する強制労働があった」などと主張。日本側は「国際法に反する強制労働とはいえない」と反論してきた。

日本は登録決定後、「意思に反して連れて来られ、厳しい環境で労働を強いられた」朝鮮半島出身者が多く存在したことへの理解を深めるための措置を講じる方針を表明。これを踏まえ、昨年3月、東京都新宿区に「産業遺産情報センター」を設置した。

採択された決議は、資産の保全状況などについては評価する一方、センターの展示内容が不十分とし、「強く残念に思う」などと指摘。その上で、「多くの朝鮮半島出身労働者がいたことや、日本政府の徴用政策について理解できる措置」を求めた。

### 政府「展示内容の充実」を検討

日本政府は、ユネスコ世界遺産委員会の決議採択を受け、「産業遺産情報センター」の展示内容の充実を検討する。ただ、韓国側が問題とする強制労働については、国際法違反ではなかったことを引き続き訴えていく構えだ。

センターの展示は当時の労働実態についても説明している。外務省幹部は「展示は史実に基づいており、修正の必要はないが、より手厚い内容にすることは可能だ」と述べた。

日本政府は、端島炭坑で働いた朝鮮半島出身の労働者について、「自らの自由意思」「民間企業による募集」「行政による斡旋あっせん」「国民徴用令による動員」——などの類型があったとしている。このうち、徴用令による動員は、内地の日本人にも適用された戦時徴用のため、国際法上の強制労働には当たらないとの立場だ。

②朝日新聞 DIGITAL 2021年8月3日 ニュース記事【岩本修弥】20時49分

### 旧優生保護法の改正放置 国会の「立法不作為」を初認定

旧優生保護法（1948～96年、旧法）の下で障害などを理由に不妊手術を強いられたとして、兵庫県の5人が国に5500万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が3日、神戸地裁であった。小池明善裁判長は「子どもを産み育てるか否かの意思決定の機会を奪った」として旧法を違憲と指摘。国会議員が速やかに優生条項を改廃しなかった「立法不作為」を違法とする初めての判断を示した。

ただ、手術から20年の除斥期間が過ぎ、損害賠償の請求権が消えたとして原告側の請求を棄却した。原告側は控訴する方針。

同種訴訟の判決は6件目で、いずれも原告側の請求が棄却された。旧法を違憲とした判断は、仙台、大阪、札幌に続き4件目。

訴えたのは、聴覚障害者の小林喜美子さん（88）と夫の宝二（たかじ）さん（89）▽聴覚障害のある80代男性（2020年11月に死去）と妻▽脳性小児まひの鈴木由美さん（65）。

判決で、小池裁判長は、旧法の立法目的を「極めて非人道的」と指摘。障害者らに不妊手術を実施する条項は、自己決定権を保障する憲法13条や法の下での平等を定めた14条、家族の事項は平等にすべきだとした24条に違反するとし、96年の旧法改正まで国会議員が条項を放置したのは国家賠償法上、違法とした。

そのうえで、不妊手術を受けた本人だけでなく、子をもうける可能性が奪われた配偶者にも著しい精神的苦痛を与えたと認めた。

だが、1960～68年の不妊手術から20年たったと指摘。手術当時に提訴するのが難しかったとしても、旧法が改正された96年には手術が不当だと認識できたとし、除斥期間を適用せざるをえないと結論づけた。

小池裁判長は、条項が半世紀存続し、個人の尊厳が著しく侵害された事実を重く受け止めるべきだと

し「多数の被害者に必要かつ適切な措置がとられ、旧法の影響を受けて根深く存在する障害者への偏見や差別を解消するために積極的な施策が講じられることを期待したい」と付言した。

厚生労働省は「国家賠償法上の責任の有無に関する国の主張が認められたと認識しています」とのコメントを発表した。(岩本修弥)

#### 小池明善裁判長、異例の「付言」全文

旧優生保護法(1948~96年、旧法)の下で障害などを理由に不妊手術を強いられたのは不当として、兵庫県に住む5人が国に損害賠償を求めた訴訟の判決で、神戸地裁の小池明善裁判長は異例の付言をした。付言の全文は以下の通り。

◇ ◇

旧優生保護法の優生条項が日本国憲法に違反することが明白であるにもかかわらず、同条項が半世紀もの長きにわたり存続し、個人の尊厳が著しく侵害されてきた事実を真摯(しんし)に受け止め、旧優生保護法の存在を背景として、特定の疾病や障害を有することを理由に心身に多大な苦痛を受けた多数の被害者に必要かつ適切な措置がとられ、現在においても同法の影響を受けて根深く存在する障害者への偏見や差別を解消するために積極的な施策が講じられることを期待したい。

#### ③東京新聞 TOKYO Web 2021年8月3日 ニュース記事

##### 菅首相「重症リスクの高い人以外は自宅療養」 政府、病床不足で方針転換

政府は2日、新型コロナウイルス感染症の医療提供体制に関する閣僚会議を首相官邸で開き、入院対象を重症者らに限定する方針を決めた。肺炎などの症状がある中等症のうち重症化リスクが低い人は自宅療養とし、家庭内感染の恐れや自宅療養が困難な場合は、ホテルなどの宿泊療養も可能とする。デルタ株の広がりで見込まれる新規感染者が1万人を超える日もあり、病床不足への懸念が強まっているため、事実上の方針転換となる。

##### 【関連記事】小池知事「基本的に入院は中等症以上」東京の自宅療養1万人超、理解求める

これまでは軽症や無症状が自宅または宿泊療養、中等症以上が原則入院だった。入院要件をより厳格にすることで、限られた病床を効率的に使うのが目的だが、自宅療養者が増えれば容体の急変時に迅速に対応できない恐れがあり、健康観察態勢の整備が急務となる。

新たな方針は感染が急拡大している地域が対象。国は近く全都道府県に通知を出し、各自治体が判断する。

菅義偉首相は閣僚会議で「重症患者や重症リスクの高い人以外は自宅での療養を基本とし、症状が悪くなれば入院できる体制を整備する」と表明した。重症化を防ぐ効果がある新治療薬の抗体カクテル療法について「50代以上や基礎疾患のある方に積極的に投与し、在宅患者も含めた取り組みを進める」とも述べた。入院していなくても治療に使えるよう検討する。

また健康観察強化のため、自宅療養する人の血中酸素濃度を測るパルスオキシメーターの配布や、往診する医師の診療報酬を手厚くする。自宅や宿泊療養者の容体急変に備え、医療機関に空きベッドも確保しておく。(共同)

#### ④東京新聞 TOKYO Web 2021年8月15日 ニュース記事

##### 安倍晋三前首相が靖国神社を参拝 萩生田光一文科相、小泉進次郎環境相も

###### ◆菅首相は千鳥ヶ淵で献花

萩生田光一文科相と小泉進次郎環境相、井上信治万博相は終戦の日の15日、東京・九段北の靖国神社を個別に参拝した。閣僚の靖国参拝は2年連続となる。菅義偉首相は午前、東京都内の千鳥ヶ淵戦没者墓苑を訪れて献花した。その後、政府主催の全国戦没者追悼式に出席し、式辞を述べる。

自民党の安倍晋三前首相、高市早苗前総務相もそれぞれ参拝した。13日には岸信夫防衛相が参拝。靖国神社には極東国際軍事裁判(東京裁判)のA級戦犯が合祀されているため中国、韓国は即座に批判した。西村康稔経済再生担当相も同日参った。

安倍氏は第2次政権在任中、8年連続で終戦の日の参拝を見送り、自民党総裁として私費で玉串料を奉納した。15日当日の閣僚参拝は2017年から3年間なく、昨年は萩生田、小泉両氏ら4閣僚が参拝した。

超党派の「みんなで靖国神社に参拝する国会議員の会」は15日、会長の尾辻秀久元参院副議長らが代表して参拝した。新型コロナウイルス禍のため議連そろっての参拝は昨年に続き見送った。

自民党の稲田朋美元防衛相、鷲尾英一郎外務副大臣らは個別に参った。(共同)



### <社説>敗戦76年 戦争防ぐ国へ政策転換を

アジア・太平洋戦争が終結してから76年を迎えた。アジア諸国で2千万人以上が犠牲になった。戦没者に哀悼の意を表し、不戦を誓い、日本は戦争とどう向き合うべきかを改めて問う日としたい。

世界では冷戦崩壊後、米中対立を中心にした新冷戦と言われる緊張が再び起きている。日本は軍拡を進めるなどして緊張を高めるのではなく、紛争や戦争の火種を取り除く平和外交を展開し、和らげる役割を果たすべきだ。世界の平和への懸け橋になることこそが平和憲法の理念にかない、戦没者への最大の追悼である。

今年は1941年のアジア・太平洋戦争開戦から80年の節目の年だ。日本は米国の強大な戦力を事前に知り、勝つ見込みがないと分かりながら無謀な戦争へと突き進んだ。

当時の政権内部では戦争の目的すら定まらない議論に終始し、軍部の暴走を止められなかった。国民に正しい情報を届けず、政府の意にそぐわない思想や言論を弾圧した。文民が統制できないまま、言論機関も一緒になり戦意をあおって立ち止まることをしなかった結果、多大な犠牲を生み出してしまった。その教訓や反省を忘れてはならない。

しかし現在の日本はどうだろう。戦争ができる国に変わろうとしているかのようだ。

政権を担う自民党は、自衛隊の存在を明記した憲法改正を目指している。自衛隊の明記は、平和憲法の根幹である9条を事実上、死文化させる恐れがある。憲法学者から違憲との指摘がある集団的自衛権行使を可能にし、日米の軍事一体化を進める安全保障法制も成立させた。国民を戦争や紛争に巻き込む危険を増大させる政策だ。

現在の菅政権は、安倍前政権が進めてきたこれらの政策を踏襲している。米中対立など新冷戦を終結に導く外交政策に取り組むどころか、米国との軍事的一体化を図り、米国の戦争に巻き込まれる恐れのある政策に前のめりだ。米国には、沖縄はじめ日本列島に核弾頭が搭載可能な新型ミサイルを配備する計画もある。軍備増強は決して平和憲法がうたう日本のあるべき姿ではない。

改正国民投票法や土地規制法など重要法案は熟議なく数の力で可決していく現在の国会の在りようも戦前の翼賛政治をほうふつとさせる。

東アジアでさらに緊張が高まり、いざ有事になれば、真っ先に標的にされるのは、米軍や自衛隊の基地が集中する沖縄だ。「抑止力維持」を理由に県民の民意を無視して辺野古新基地建設を進める政府のやり方は、国体護持の名の下で多くの国民を犠牲にした戦前の日本と重なる。

政府は日本が戦争に至った迷走の歴史から学び、いったん立ち止まる必要がある。軍事力に頼らず、人権侵害、難民、飢餓、貧困、抑圧のない「積極的平和」の実現に貢献する政策に転換すべきだ。

---

### <別紙3> 緊急警告 055号

#### 「旧優生保護法」による人権侵害被害者への国家賠償を実施せよ

2021年8月3日、神戸地裁は旧優生保護法（以下「旧法」）の下で、障碍を理由に不妊手術（以下「優生手術」）を強制的に実施された5人の国家賠償（以下「国賠」）訴訟の判決で、旧法を違憲（憲法13条、14条、24条違反）と指摘し、国会議員が速やかに優生条項を改廃しなかった「立法不作為」を違法とする初めての判断を示し、原告に憲法17条で保障された国賠請求の権利があることを認めた。ただし、不法行為から20年が経過すれば請求権が消滅するという民法の除斥期間が経過していることを理由に国賠は却下した。（2021.08.04朝日新聞）

旧法は、らい予防法と同じく、国家による人権侵害を正当化してきた悪法である。旧法が施行されたのは1948年であり、「基本的人権の尊重」を高らかに謳った日本国憲法が施行された1947年の翌年である。しかも、この悪法が「母体保護法」として改正されたのが1996年であり、半世紀にわたり憲法に反する人権侵害がまかり通っていたのである。

旧法の問題点は、言うまでもなくナチズムにも通じる優生思想にある。

旧法第1条は、法の目的を、「この法律は、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに、母性の生命健康を保護することを目的とする。」

と定め、第2章「優生手術」の各条項で知的障害、精神疾患、遺伝性疾患などを持つ障害者の本人同意がない場合でも、「優生審査会」の判断で強制的に優生手術ができるとしていた。日本国憲法の「基本的人権の尊重」と相容れない優生思想を堂々と掲げるような法律が半世紀もの間存続したことは、日本における障害者への偏見・差別の解消が遅れた要因の一つでもある。

優生思想は、19世紀後半から遺伝学者が遺伝構造の改良で人類を進歩させる「優生学」を提唱し、20世紀に入ってから、「劣等な遺伝子」を排除するという発想の下、欧米で広がった思想である。その究極がナチスドイツで、「劣性人種」とされたユダヤ人の大量虐殺を行ったホロコーストであった。

日本においても戦中の1940年、ドイツの断種法に倣い「国民優生法」が成立し、1942年から1947年までに538人が同法によって優生手術を受けたとされる（厚生省公衆衛生局まとめ）。ただし、本人同意がない手術は無かったと言われている。

この「国民優生法」を基礎として成立したのが旧法だが、その成立過程において、当初案では産婦人科医師であった社会党議員が法案作成に積極的に関わり、その法案は審議未了となったものの、その後超党派の議員立法として提出され、成立したのである。こうした経緯から、施行から半世紀の間で何度か改正議論はあったが、主に妊娠中絶に関するものが中心で、優生手術に関しての国会での議論は野党を含めて大きくなり、改正には至らなかった。その意味で、国会及び国会議員の「立法不作為」の罪は重いと言わざるを得ない。

1996年、国際的批判や国内の障害者団体等からの働きかけで旧法は「母体保護法」に名称変更して改正され、優生思想に関わる条項が削除されたが、旧法の下で実施された優生手術の件数は24,991件、そのうち本人の同意がないものが16,475件（厚労省統計）で、被害者への謝罪や補償は何もない状態が続くことになる。改正後の1997年、「謝罪を求める会」が結成され、謝罪や補償を求める活動が始まり、1998年には国連人権規約委員会からの強制優生手術への補償法制化の要請が政府になされ、2016年には国連女性差別撤回委員会からの優生手術被害者への謝罪と補償の勧告があるなどの動きがあったが、厚労省は「当時は合法であり、国は謝罪も補償も調査もしない」という態度であった。「悪法も法なり」が堂々とまかり通っていたのである。

こんな政府の態度を変えたのが、2018年に宮城県の優生手術被害者女性が提起した憲法17条に基づく国賠訴訟である。その後全国で訴訟が提起され、現所在地裁と高裁で25名の被害者が裁判で闘っている。既に出た6件の地裁判決のうち、4件で旧法を違憲としたが、いずれも国賠は却下されている。冒頭の神戸地裁判決は、国会議員の立法不作為まで踏み込んで違法としたが、国賠は却下された。

憲法17条は次のとおり定めている。

「何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。」

地裁判決では、民法の「除斥期間」を理由として国賠を却下しているが、これが果たして正当な判断なのか。いずれの判決も、除斥期間の起算点を「手術（加害行為）を受けた日」としているが、被害者たちは旧法があるがゆえに、甚大なる偏見・差別を受けてきたのであり、子供をつくれぬ精神的損害は全人生に及ぶ。しかも、改正前も後も一貫して合法を主張する政府に対して、障害者という弱い立場の個人が訴訟提起すること自体極めて困難であり、それを「除斥期間」という法律用語で片づけてしまうことに正義と公正があるとは到底思えない。除斥期間の例外を作った最高裁判例（平成10年予防接種禍訴訟判決）も存在する。裁判官は、憲法の根幹である「基本的人権の尊重」に反する法律を半世紀も放置した違法行為に除斥期間は適用すべきではなく、あくまで「正義と公正」を見極めた判断をすべきである。

国会は2019年4月、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」を成立させ、旧法により優生手術を受けた被害者への一時金320万円の支給が決定した。この法律の前文で、政府が優生手術被害者に謝罪しているが、一時金で片を付けてしまおうという態度が見て取れる。この一時金支給法制定も、2016年に発生した不幸な事件（相模原障害者施設殺傷事件）による、優生思想批判への世論の高まりがきっかけとなった面がある。一時金受給者もまだ931人（2021年7月末現在）と、実際の被害者数から比べると極めて少なく、金額も重大なる心身の被害に見合ったものではない。一時金による救済と国賠訴訟は、次元の異なるものであることを認識しなければならない。

立法・行政・司法は、旧法の被害者への国賠を、「基本的人権の尊重」の精神に則り、憲法17条を「正義と公正」に適用して、極めて甚大な人権侵害を償うべきである。

（2021年8月15日）

■三鷹事件で死刑囚のまま獄死した 竹内景助氏の“再審”を勝ち取ろう！

小久保和孝 (札幌市)

私とほぼ同じ年頃の一人息子を早く亡くした母方の親戚で札幌高等裁判所長官が、何かの時だったか「高等学校の先生は自分がやっていないければ、どんな状況におかれても“やっていないことはやっていない”と云い切れる人格を作ってくれることだなあー これは願望でなく要求だ、いや、これは先生の義務だなー」と語るともなく私につぶやいていた事があった。恐らく二審での経験が云わしめたのであろう。勿論、彼には憲法第 38 条「何人も自己に不利益な供述を強要されない」(以下略)は自明である。

そこで想起されるのは新制高校三年生の 1951 年 12 月 16 日、松坂大火に続く翌 17 日夕刻、校舎が火災で焼失する。

生徒会役員であった私は防火作業を指揮していたが“放火犯”として警察に連行されることになった。その時、後に松坂市長になった梅川氏は「これは民青活動家に対する弾圧である。“やっていないことをやっていない”と証明することは不可能である。何を聴かれても一切完全黙秘せよ、何かしゃべればその隙間で“デッチアゲラレル”と厳命された。「完全黙秘」もまた拷問であった。

1952 年 4 月 17 日 (第二審の死刑判決後の最高裁判決前) 竹内景助氏を小菅の東京拘置所に訪ねた最高検察庁の松本武祐検事は「君が此の事件をやったと確信している判事、検事は恐らく一人も居ないだろう」(竹内景助氏より布施辰治弁護士宛 4 月 24 日付書簡及び『三鷹事件』片島紀男著新風社 2005 年刊 725 頁によれば)と打ち明けている。

■石河康国氏 (木曜塾) より「共同テーブル」主催の 8・28 シンポジウムのお知らせ (8 月 17 日)

みなさまおかわりございませんか。対面の機会がめっきり減り、再開が 2 年ぶりくらいになると、お互いに齢を重ね相応に腹が出たり頭が薄くなったり、見違えるようになっていくかもしれません。

当方、いつも「夢」をおいかけているせいか、おかげさまで息切れしながらも元気です。ただ周りから疎んじられているようで、それに気が付かないのも老化の特徴だそうです。

「夢」の一つで添付のような 8 月 28 日の取り組みのお手伝いをしていますので、ご笑覧いただけたら幸いです。

※編集より:「共同テーブル」発足記念シンポジウムが星陵会館で開催された。共有する理念は「いのちの安全保障確立に向けて一非正規社会からの脱却宣言」。発起人代表・佐高信氏ほか、福島みずほ氏、山城博治氏など登壇者多数。

\* 告知詳細と添付いただいたチラシ: <http://www.labornetjp.org/news/2021/0828kokuti>

\* シンポジウム ライブ中継録画: <https://www.youtube.com/watch?v=6hWZc2GUpgQ>

◆当会への入会ご案内 (会費は無料) 参照: [https://kanzengoken.com/?page\\_id=6402](https://kanzengoken.com/?page_id=6402)

「完全護憲の会」入会申込書

No. \_\_\_\_\_

氏 名			
ふ り が な			
入 会 年 月 日	2 0	年	月 日
メー ル ア ド レ ス			
住 所	〒		
電 話 番 号			
入 会 金 (1000 円)	<input type="checkbox"/> 支 払 い 済 み		<input type="checkbox"/> 未 払 い

[目次に戻る](#)